

公売財産明細書

売却区分 番号	3	見積価額	7,550,000円
		公売保証金	760,000円

財産の表示

(土地)

所在地 都留市四日市場町並西側
地番 1087番
地目 宅地
地積 236.08㎡

以上 登記簿による表示

財産の状況

- 1 主要な公法上の規制等は、次のとおりである。
 - ・都市計画用途地域 準住居地域
 - ・埋蔵文化財包蔵地範囲外
 - ・供給処理施設
上水道：対象物件の前面道路（国道）下に配水管が布設されており、当該公道より供給可能な状況である。
下水道：なし
都市ガス：なし
- 2 対象物件は、南側を国道139号に接しており、間口約10m、奥行約24mの平坦な土地である。なお、当該土地の形状は長方形に近い整形の宅地である。
- 3 対象物件の現況は整地された更地であるが、現在、近隣住民が駐車場として使用している。当該物件の買受に際しては、現況の引渡しとなるため、占有者との調整等は買受人の責任において行う必要がある。
- 4 境界については、隣地土地所有者と協議が必要である。
- 5 執行機関は、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- 6 対象物件上に存する動産類は公売対象外である。
- 7 消費税及び地方消費税については、非課税財産である。
- 8 公共交通機関について
[最寄駅] 富士急行線「赤坂駅」 南西約300m

< その他 >

- ・当該物件については、関係公簿等を閲覧するほか、現地調査などを十分行ったうえで、公売に参加してください。執行機関（都留市）の記載した事前情報と現況が異なる場合は、現況を優先します。
- ・都留市暴力団排除条例により、公売財産を暴力団事務所の用に供することはできません。
- ・都留市は引渡しの義務を負いません。
- ・都留市は公売財産について、瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- ・公売財産内の動産の撤去、占有者等に対しての明け渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などはすべて買受人が行うこととなります。
- ・権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金の全額を納付した時です。ただし、農地等は農業委員会等の許可又は届出の受理があった時です。
- ・所有権移転登記は、買受代金の納付後、買受人の請求により都留市が行います。登録免許税など、所有権移転登記に係る費用は買受人の負担となります。